

研究会のテーマ 「JAとしての准組合員をめぐる諸問題に正面から向き合い、これまでの取り組みを総括し、今後の取り組みを考える」

副代表 仲野隆三

課題提起

なぜいま“准組合員問題をめぐる諸問題がJAとして問われるのか”一つは、規制改革会議と政権が推し進める農協改革で示された5年後「平成33年4月（目途）」に改革の取り組み状況を見極めるなどして「准組合員制度の見直し」を示唆、暗に脅しともとれる圧力と考える。JAはこの脅しに屈せず、この機をチャンスと捉え「創造的自己改革（営農経済事業等）」に取り組み、組合員意見を事業と運営に反映させる必要がある。

農水省はこれまで2回「認定農業者」などにより取り組み状況を調査。JAも組合員の意識調査を実施、調査評価（数値）は割れるなどJAの取り組み姿勢が組合員に十分浸透していないようだ。自己改革（期間）も残すところわずかとなりJAによって取り組み格差があるなど予断をゆるさない状況となっている。

二つは、JAのメンバーシップの強化とアクティブ・メンバーとしての准組合員の参画について考えたい。平成28年度農林水産省のJA組合員調査によると、正組合員は「436万8千人（▲6万5千人）」と減少、准組合員は「607万7千人（+7万4千人）」と増加しており正・准が逆転している。

組合員の高齢化が進む中、農業従事者の減少が顕著となっている。准組合員数の増加は事業に占める割合が上回るなど、この状態を組織として放置すれば組織運営と経営に大きな影響を及ぼすことは必然与的である。JAのアクティブ・メンバーとして准組合員の参画を本格的に検討すべきではないか。既に取り組んでいるJAもあるなど参考にすべきだ。

三つめは、組合員の加入及び脱退の確認と管理のあり方について考えたい。JAは定例理事会で「組合員の加入及び脱退状況（支店別組合員数）」を報告。また総代会で『組合の運営組織の状況に関し、正組合員並びに准組合員の個人・法人数（農事組合法人、その他法人）』を組合員に報告する。

課題は、組合員（正・准）加入に際し、協同組合とは何か「出資、利用、参画」や組合員の権利と義務（責任等）が出資者に明確な説明がされているかである。

また経営移譲や相続等により組合員移動（権利移譲）のとき、組合員の就農状況や経営面積など書類審査で済まらず、折角組合員と面談するのであればJAへの意見や営農相談など幅広く耳を傾け、組合員情報と支援対策を共有すべきである。

准組合員は信用事業（融資申請）や営農・生活関連事業の利用に際し、申請書類と出資金を添えて事業利用が可能となる。JAにとって事業利用が目的化し、准組合員との関係性は「顔の見えない組合員」と思うのは考えすぎであろうか。

組合員の正・准構成が大きく変わり、今後も縮小拡大が同時進行すると推測する。この変化に対し、メンバーシップの強化をどう図るのか、アクティブ・メンバーの育成をどのように推し進めるか課題提起したい。

1. 「准組合員制度の見直し」は脅しではなく、J A解体のカードに使われる。
准組合員は、戦前の産業組合の仕組みを引継ぎ、戦後農業者を正組合員とし。農業者でない在職者を農業支援するJ Aの組合員として定款に定める。農協法の改正は農林水産省経営局協同組織課が握る。過去の例に学べば規制改革会議は何度も信用事業、共済事業の分離を狙ってくると考える。(対策：准組合員の合理的必要性を構築)
2. 「准組合員の農業参入支援をする」先進J Aはすでに准組合員による農業振興に取り組んでおり、定年帰農など小規模家庭菜園や農業法人会社社員のIターンやUターンなど中規模から大規模まで、賃貸借などJ Aが斡旋指導する。
 - ※ 産直センターが核になり、准組合員「生産・消費活動J Aアクティブ・メンバーとする。営農指導から農地斡旋、機械リース、販売活動・
 - ※ 多様な構成メンバーによる「営農組合(法人化)」の遊休農地改田と販売戦略(6次化)の取り組み、成田空港で半農半エックスの法人組合員の活動
3. J A農産物選果施設の周年稼働と安定雇用、受託作業で組合員の農業支援を行う。
 - ※ 労働力支援述べ1万5千人派遣“全農おた”加工業務用キャベツ周年栽培による雇用労働の安定化(J Aネットワーク)主婦や学生など
 - ※ 果樹産地の労働支援と体験就農
4. 農地の下限面積要件“独自設定(農業委員会)”農水省移住促進で緩和進む!5月11日日本農業新聞(報道)09年改正農地法で、遊休農地が相当程度存在する地域で、農地の効率的利用に支障のない場合・に限り、農業委員会が下限面積を緩和できる特例。
 - ※ 全国農委会1737、その内独自に下限面積設定したのは1113、北海道を除く40㍓以下246、30㍓以下609、20㍓以下333、10㍓以下317、複数の面積設定をしている。移住政策を進めるため0.01㍓・と小規模に設定するケースもあった。
 - ※ J Aが市や農業委員会・と交渉。年間就農日数90日や面積要件10㍓以上を緩和正組合員(農業者)とする事例もある。
5. 組合員とJ Aの顔の見える関係の構築は、組合員に会い、話を聞くことから始まる。
格言「サルも会うことで相手の感触を得る、会わなければ敵対意識に持つ」
 - ※ 経営状態を知る「経営規模、専従者労力、雇用、営農形態、販路・」
 - ※ 出資者「農業者(家族、法人)土地持ち非農家など」
 - ※ 農業後継者の有無と活動支援
 - ※ 准組合員申請と協同組合の説明(J Aを知ってもらう)
 - ※ 准組合員が訪問しやすい企画(アクティブ・メンバーへの誘い)
 - ※ 旬の野菜、果物、畜産物即売情報の発信「覚える(必ず名刺を添付する)」